

# 成績評価ガイドライン

(第二訂)

令和3年4月

農林環境専門職大学

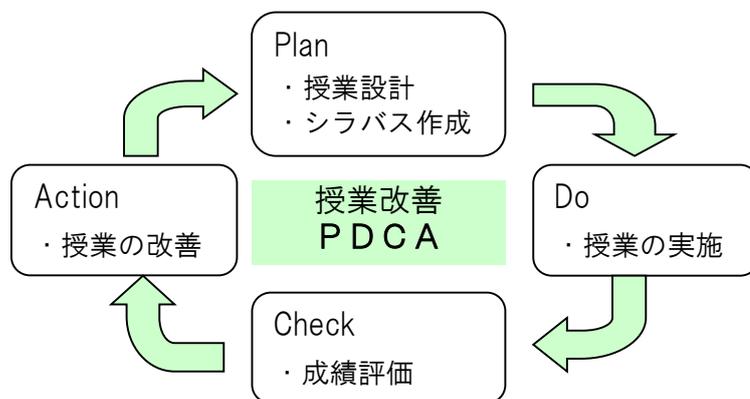
農林環境専門職大学短期大学部

## I はじめに

本学における教育の質の保証と向上を目指すため、本ガイドラインを定める。教員および学生の成績評価に対する認識を統一し、各授業における授業目標と成績評価の関係を明示するため、授業改善、成績評価の基準の明確化、授業ルーブリックの導入に取り組む。ガイドラインに従った成績評価を行うことで、学生の主体的な学びが促進され、優秀な学生が成長することを目的とする。

## II 授業改善のPDCA

授業設計の時に授業目的及び授業目標を設定し、シラバスに記述する。授業を実施し、設計時に定めた目標に従った成績評価を行う。その結果として成績分布に偏りが出たら、次年度の授業に向けて改善を行う。特にSまたはCに偏る場合は、当該授業の学生に見合ったレベルが妥当でない可能性があるため、授業レベルの見直しを行う。PDCAサイクルを繰り返すことで質の高い授業へと改善することが重要である。



## III 成績評価の基準

授業で扱う内容(授業のねらい)を示す「授業目標」を示し、下表の基準に従って、S、A、B、C、Dの5段階で絶対評価を行う。

判定	成績評価	評価点	成績評価内容
合格	S	100～90点	授業目標を十分に達成し、非常に優れた成果をおさめている
	A	89～80点	授業目標を十分に達成している
	B	79～70点	授業目標を達成している
	C	69～60点	授業目標を最低限達成している
不合格	D	59点以下	授業目標を達成していない
	F	-	試験欠席・レポート未提出・出席不足

なお、前述の基準により評価しがたい科目については、下表のとおりPおよびFで評価する。

判定	成績評価	評価点	成績評価内容
合格	P	-	授業目標を達成している。 編入時に単位認定した科目
不合格	F	-	授業目標を達成していない。

## III 授業別ルーブリック

### (1) 導入目的

「授業別ルーブリック」とは、どのような観点で成績評価を行うかという「評価項目」とそれぞれの評価項目に対する到達度を表す「評価基準」をマトリクス形式で示す評価指標である。成績評価の基準を学生に明確に示し、主体的な学びを促すことを目的として、授業ルーブリックを導入する。レポートや実習の評

価にあたっては可能な限りルーブリック評価を用いることとする。

## (2) 評価基準

授業別ルーブリックの評価基準は、下表の5段階とする。

評価基準	内容
期待している以上である	授業の範囲を超える内容までを自主的な学修で履修していることが認められる。
十分に満足できる	授業目標の内容をほぼ修得している。授業の内容をほぼ修得したことが認められる。
やや努力を要する	授業目標の水準をおおむね修得しているが、努力することを勧める。
努力を要する	授業目標の最低限の内容を修得しているが、まだ努力が必要である。
相当の努力を要する	授業目標の内容を修得しておらず、相当の努力が必要である。

## (3) 作成手順

### ① 評価方法を定める

教育活動で用いられる評価方法にはさまざまな種類があり、目的にあわせて選ぶ。大学でよく使われる評価方法には、筆記試験、学習記録(学生が作成した日誌、ワークシート、フィールドノートなど)、プレゼンテーションを含む口述試験、観察(実験、実習、シミュレーション学習、ロールプレイ学習などの活動中の成果・態度・発言など)、レポート、制作物(論文、図面、作品など)がある。

次表は、それぞれの評価方法が、どの目標の評価に適しているかをまとめたものであるが、それぞれの科目にあった評価方法を選択する。

評価方法	知識・理解	思考・判断	技能	関心・意欲	態度
筆記試験	◎	○			
論述課題	○	◎			
レポート課題	○	◎	○	○	◎
観察法	○	○	◎	◎	○
口述(面接)試験	◎	◎		◎	○
ポートフォリオ			○	○	○
自己評価				◎	○

### ② 評価比率を決める

成績評価とは、科目や授業の達成目標の達成度で測られるものである。したがって、科目や授業の達成目標が示された場合、その達成目標一つひとつに対して、どのような評価手段でどのような評価比率をもって評価を行うかが、示される必要がある。

達成目標は学生を主語に、合格することで示される力を行動目標の形で表現する。

### ＜記入例＞

達成目標(～できる 等)	評価方法	評価比率(%)
講話の内容を理解し、自己の考えを整理することができる。	レポート	50
グループディスカッションにおける各人の役割を理解し、実行できる。	受講態度	25
プレゼンテーションの手法を理解し、実行できる。	プレゼンテーション	25

#### ③ルーブリックの作成

下表のように、左縦軸の評価指標に科目の到達目標を書き、上横軸の評価基準に、それぞれの到達目標の到達度に関する特徴を記述したルーブリックを作成する。レポートや、アクティブ・ラーニングで多用されるプレゼンテーション、ディスカッションなどの活動評価を行う際には、その評価の観点の評価指標として示す。②で指定した評価比率に照らして、それぞれの評価指標がどのような評価基準で評価されるのかを記述しレポート課題を出したり、活動を指示したりする前に学生に事前掲示する。

### ＜記入例＞

評価指標	評価基準					評価比率(%)
	期待している以上	十分に満足できる	やや努力を要する	努力を要する	相当の努力を要する	
講話の内容を理解し、自己の考えを整理することができる。	各業界における講話の内容を理解・整理するとともに、自己の考えを整理・表現することが十分できる。	各業界における講話の内容を理解・整理するとともに、自己の考えを整理・表現することができる。	各業界における講話の内容を理解するとともに、自己の考えを整理することができる。	各業界における講話の内容を理解することができる。	各業界における講話の内容について十分理解できない。	50
グループディスカッションにおける各人の役割を理解し、実行できる。	グループディスカッションにおける各人の役割を理解し、協調性、発言力、議論展開力、積極性、思考力等が十分発揮できる。	グループディスカッションにおける各人の役割を理解し、協調性、発言力、議論展開力、積極性、思考力等が発揮できる。	グループディスカッションにおいて協調性、発言力、議論展開力、積極性、思考力等が発揮できる。	グループディスカッションにおいて多少の役割を発揮できる。	グループディスカッションにほとんど参加できない。	25
プレゼンテーションの手法を理解し、実行できる。	プレゼンテーションの手法を理解し、作成・発表することが十分できる。	プレゼンテーションの手法を理解し、作成・発表することができる。	プレゼンテーションの手法を理解し、ソフトを使用することができる。	プレゼンテーションソフトを使用することができる。	プレゼンテーションのソフトを使用できない。	25

#### ④最終的な成績評価

最終的な成績評価はⅢで示した方法を用い、決められた比率で算出された授業目標ごとの獲得点数を合計して、総合的に、「S」、「A」、「B」、「C」、「D」を判定することになる。

## Ⅳ GPA 制度

本学では、学生の履修行動や学修意欲を高めることを目的として、GPA 制度を導入する。

### (1)GPA 制度

GPA とは、「Grade Point Average」の略で、授業科目の成績評価に対して点数(Grade Point)を与え、その点数に各科目の単位数を乗じた合計を、履修登録した科目の総単位数で割って算出した平均値のことをいう。この GPA は、学修への取り組みを質的に把握するための指標となり、学期ごとに比較することで、学修した成果を判断する目安となる。また、不合格の科目も算出対象となるので、計画的な履修をするよう心がける。

## (2)成績評価とGP

※PもしくはFで判定する科目は対象外とする。

成績評価	S	A	B	C	D	F
GP	4	3	2	1	0	0

## (3)GPA 算出方法

$GPA = (\text{科目の単位数} \times GP) \text{の合計} / \text{履修登録科目の単位数の合計}$

\* 小数点第2位下四捨五入。分母の総単位数には、不合格科目(評価が「不」、「欠」)の単位数を含む

### <事例>

科目	単位数	評価	GP	単位数×GP
英語基礎	1	A	3	1×3 = 3
農林業のための科学	1	B	2	1×2 = 2
農学概論	2	S	4	2×4 = 8
農林業史	2	D	0	2×0 = 0
野菜栽培	2	C	1	2×1 = 2
食品科学	2	F	0	2×0 = 0
流通加工論	2	S	4	2×4 = 8
合計	12 ①	—	—	23.0 ②

$$GPA = \text{②} / \text{①} \Rightarrow 23.0 / 12 = 1.9$$

## (4)対象科目

S、A、B、C、Dで評価する科目を対象とするが、自由科目は対象外とする。

また、本学以外の大学等で修得した単位(1年次入学・編入学前の認定単位、単位互換科目の単位)も対象外とする。

## (5)GPA の通知方法

GPA の通知は、各学期末に通知する成績表に記載する。

## (6)GPA の「総合評価表」

算出された GPA は、下表を参照し、目安とする。

GPA	総合評価
3.5～4.0	大変優秀な成績です。
3.0～3.4	優秀な成績です。
2.0～2.9	平均的な成績です。
1.0～1.9	努力を要する成績です。
0～0.9	より一層努力を要する成績です。

令和2年4月1日 制定

令和3年4月1日 改訂

## 附帯事項への対応（カリキュラムの一部修正）

大学設置認可の附帯事項 2 を受け、学生が主体的に履修科目を選択できるようにするため、下記のとおりカリキュラムを一部修正し、他のコースの基礎的な科目を選択できるように履修要件を変更する。なお、自由科目の履修指導やカリキュラム・ポリシーの修正については、次回以降に協議する。

### 附帯事項 2

選択科目について、コースごとの必修科目が整理されたが、多くの科目が選択必修科目に設定され、学生の科目の選択の余地が実質的にほとんどなくなっていることから、学生が主体的に履修科目を選択できるように改めること。例えば、本学は複数のコースを設定しており、横断的・複合的に様々な分野を学ばせることができるように、他のコースの基礎的な科目を履修できるように改善したり、自由科目の履修について適切な指導を通じて、学生の多様な学びを確保するよう努めること。また、その考え方について、カリキュラム・ポリシーにおいて明示し、学生に対し明らかにすること（遵守事項）。

### 1 4 年制大学

科目名	履修時期	履修要件	
		変更前	変更後
土壌肥料・植物栄養学	2 年前期	栽培コース必修	全コース共通の 選択必修 (1 科目以上選択)
森林計画・政策論		林業コース必修	
飼料総論		畜産コース必修	

### 2 短期大学

科目名	履修時期	履修要件	
		変更前	変更後
作物栽培	1 年秋期	栽培コース選択	栽培コース選択 林業コース選択
植物遺伝育種学概論		栽培コース選択 林業コース必修	栽培コース選択 林業コース選択

## 附帯事項への対応（カリキュラムポリシーの一部追加修正及び自由科目の履修指導）

大学設置認可の附帯事項 2 への対応のため、カリキュラムポリシーを一部追加修正し、学生の多様な学びを確保することを明記する。

また、自由科目の履修等について、新入生セミナーの中で、希望するコースにとらわれず、幅広い視点で自由科目を履修するよう指導する。

### 附帯事項 2

選択科目について、コースごとの必修科目が整理されたが、多くの科目が選択必修科目に設定され、学生の科目の選択の余地が実質的にほとんどなくなっていることから、学生が主体的に履修科目を選択できるように改めること。例えば、本学は複数のコースを設定しており、横断的・複合的に様々な分野を学ばせることができるように、他のコースの基礎的な科目を履修できるように改善したり、自由科目の履修について適切な指導を通じて、学生の多様な学びを確保するよう努めること。また、その考え方について、カリキュラム・ポリシーにおいて明示し、学生に対し明らかにすること（遵守事項）。

### <今回の協議事項>

#### 1 カリキュラム・ポリシー（2）を一部追加修正し、下線部分を追記する。

##### （1）大学

『栽培、林業、畜産の各分野に対応した 3 コース制とし、2 年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2 年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の 3 分野に対応したコース別の履修科目と、4 年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。なお、教育課程の編成に当たっては、学生が主体的に履修科目を選択できるよう配慮し、多様な学びを確保するよう努める。』

##### （2）短大

『栽培、林業、畜産の各分野に対応した 3 コース制とし、1 年次後半から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1 年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の 3 分野に対応したコース別の履修科目と、2 年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。なお、教育課程の編成に当たっては、学生が主体的に履修科目を選択できるよう配慮し、多様な学びを確保するよう努める。』

#### 2 自由科目の履修についての指導

1 年次の新入生セミナーの中で、希望するコースにとらわれず、幅広い視点で自由科目を履修するよう指導する。

## ＜第4回開学準備委員会（10月21日開催）の決定事項＞

大学設置認可の附帯事項2を受け、学生が主体的に履修科目を選択できるようにするため、下記のとおりカリキュラムを一部修正し、他のコースの基礎的な科目を選択できるように履修要件を変更する。なお、自由科目の履修指導やカリキュラム・ポリシーの修正については、次回以降に協議する。

### 1 4年制大学

科目名	履修時期	履修要件	
		変更前	変更後
土壌肥料・植物栄養学	2年前期	栽培コース必修	全コース共通の 選択必修 (1科目以上選択)
森林計画・政策論		林業コース必修	
飼料総論		畜産コース必修	

### 2 短期大学

科目名	履修時期	履修要件	
		変更前	変更後
作物栽培	1年秋期	栽培コース選択	栽培コース選択 林業コース選択
植物遺伝育種学概論		栽培コース選択 林業コース必修	栽培コース選択 林業コース選択

【養成する人材像】

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材

- 必修
- 選択必修
- ◎ コース必修
- ◇ 自由科目
- 実験・実習
- ※ 再掲

【ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力】

- (1) 専門分野のみにとらわれない幅広い知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性を理解し多面的に物事を考える素養を有している。
- (2) 栽培・林業・畜産の各分野において経営体の大規模化や経営の多角化に対応していくための経営管理能力や、経営の対象とする農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を有している。
- (3) 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培・林業・畜産の各分野における生産現場の状況を的確に把握するための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術に関する知識を有している。
- (4) 農山村の地域社会における将来のリーダーとして、各分野の経営を通じて形成される農山村地域の環境を守り育てていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する知識を有している。
- (5) 農山村の地域資源を活用することにより、各分野の経営における新たな事業展開を生み出すための手法を理解している。
- (6) 修得した専門知識と技術を駆使して各分野の経営における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を有している。

【カリキュラム・ポリシー】

- (1) ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせ編成する。
- (2) 栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目に加え、他コースの科目も適切に履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせ教育課程を編成する。
- (3) 少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。
- (4) 成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を挙げることができるようGPA制度を活用する。

科目	教育課程																							
	1年		2年		3年		4年		前期		後期													
基礎 (20単位)	■ 一般教養 (10~12単位)		■ コミュニケーションスキル (8~10単位)		■ 経営管理 (25単位)		■ 加工・流通・販売 (8単位)		■ 農林業基礎 (10単位)		■ 生産理論 (16単位)													
	● 静岡学 2	● 経済学概論 2	● 情報処理基礎 1	● 法学概論 2	● 英語 I 2	● 英語 II 2	● 英語 III 2	● 英語 IV 2	● 保健体育 I 2	● 保健体育 II 2	● 経営学概論 2	● 環境と農林業 2	● 農学概論 2	● 県内農林業事情 2	● 分子生物学 2	● 農林業政策 2	● 農林業の基礎的・基本的な知識 2	● 農林業の発展的・応用的な知識 2						
職業専門 (85単位)	● 情報処理基礎 1		● 英語 I 2		● 英語 II 2		● 英語 III 2		● 英語 IV 2		● 英語 V 2		● 英語 VI 2		● 英語 VII 2		● 英語 VIII 2		● 英語 IX 2		● 英語 X 2			
	● 英語 I 2		● 英語 II 2		● 英語 III 2		● 英語 IV 2		● 英語 V 2		● 英語 VI 2		● 英語 VII 2		● 英語 VIII 2		● 英語 IX 2		● 英語 X 2		● 英語 XI 2		● 英語 XII 2	
展開 (20単位)	● 英語 I 2		● 英語 II 2		● 英語 III 2		● 英語 IV 2		● 英語 V 2		● 英語 VI 2		● 英語 VII 2		● 英語 VIII 2		● 英語 IX 2		● 英語 X 2		● 英語 XI 2		● 英語 XII 2	
	● 英語 I 2		● 英語 II 2		● 英語 III 2		● 英語 IV 2		● 英語 V 2		● 英語 VI 2		● 英語 VII 2		● 英語 VIII 2		● 英語 IX 2		● 英語 X 2		● 英語 XI 2		● 英語 XII 2	
総合 (4単位)	● 英語 I 2		● 英語 II 2		● 英語 III 2		● 英語 IV 2		● 英語 V 2		● 英語 VI 2		● 英語 VII 2		● 英語 VIII 2		● 英語 IX 2		● 英語 X 2		● 英語 XI 2		● 英語 XII 2	
	● 英語 I 2		● 英語 II 2		● 英語 III 2		● 英語 IV 2		● 英語 V 2		● 英語 VI 2		● 英語 VII 2		● 英語 VIII 2		● 英語 IX 2		● 英語 X 2		● 英語 XI 2		● 英語 XII 2	

## 学則及び評議会規程の変更について

### 1 趣旨

「静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号）」の制定及び改正に伴い、平成30年度開学準備委員会において定めた静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部の学則及び評議会規程について、用語を条例に揃える等、必要な修正を行い、文部科学省へ届出を行う。

### 2 学則の変更に係る文部科学省への手続きについて

- ・文部科学省へ学則変更等の届出が必要となる。（文部科学省高等教育局長通知）
- ・今回の変更のような軽微な修正についても必要。（R1.10.1 文部科学省事務相談にて確認）

### 3 学則の変更事項（詳細は、別冊資料の新旧対照表の通り）

#### (1) 職員組織の修正

	修正前	修正後	修正内容
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長（第8条の2）</li> <li>・学部長（第9条）</li> <li>・図書館長（第10条）</li> <li>・事務局長（第11条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長（第8条の2）</li> <li>・学部長（第9条）</li> <li>・図書館長（第10条）</li> <li>・事務局長（第11条）</li> <li>・<u>学生部長（第12条）</u></li> </ul>	組織の実態に合わせ、学生部長を規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議会（第13条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議会（第<u>14</u>条）</li> </ul>	条ずれ
短大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長（第7条の2）</li> <li>・学科長（第8条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長（第7条の2）</li> <li>・学部長（第8条）</li> <li>・<u>図書館長（第9条）</u></li> <li>・<u>事務局長（第10条）</u></li> <li>・<u>学生部長（第11条）</u></li> </ul>	組織の実態に合わせ、4大と兼務となる図書館長及び事務局長についても規定し、学生部長も規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・－</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>評議会（第13条）</u></li> </ul>	組織の実態に合わせ、評議会を規定する。

#### (2) 用語、記述の修正

	修正前	修正後	修正内容
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「前学期」、「後学期」</li> <li>・「入学金」</li> <li>・第1条の目的の記述</li> <li>・第62, 64～67条の納付方法についての記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「前期」、「後期」</li> <li>・「入学料」</li> <li>・第1条の目的について、条例の記述に合わせる。</li> <li>・第63, 65～67条について、条例の記述に合わせる。</li> </ul>	条例で用いられた用語、記述に合わせて学則を修正。 (2月条例改正に合わせ、授業料等の猶予、入学検定料の納付方法の変更も含める。)
短大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「入学金」</li> <li>・第1条の目的の記述</li> <li>・第59, 61～64条の納付方法についての記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「入学料」</li> <li>・第1条の目的について、条例の記述に合わせる。</li> <li>・第63, 65～67条について、条例の記述に合わせる。</li> </ul>	

### (3) 別表の修正

<第4回開学準備委員会（10月21日開催）の決定事項>

大学設置認可の附帯事項2を受け、学生が主体的に履修科目を選択できるようにするため、下記のとおりカリキュラムを一部修正し、他のコースの基礎的な科目を選択できるように履修要件を変更した。このことについて、学則の別表へ反映する。

	科目名	卒業要件（履修要件）	
		変更前	変更後
大学	土壌肥料・植物栄養学	栽培コース必修	全コース共通の選択必修 （1科目以上選択）
	森林計画・政策論	林業コース必修	
	飼料総論	畜産コース必修	
短大	作物栽培	栽培コース選択	栽培コース選択 林業コース選択
	植物遺伝育種学概論	栽培コース選択 林業コース必修	栽培コース選択 林業コース選択

### 3 評議会規程の変更

条例に合わせた記述の修正等を行う。詳細は、**別冊資料**の通り

## 静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動を推進するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) SD推進のための企画及び実施に関すること。
- (3) FD・SD推進に係るデータ収集のための企画及び実施に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定した者3人
- (3) 総務企画課長
- (4) 教務課長
- (5) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第4条 前条第2号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3

- 分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

校舎面積について

(単位：m<sup>2</sup>)

区分	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計	備考
①設置計画	494 (392)	5,849 (3,395)	453 (152)	6,796 (3,939)	上段：完成年度 下段：開設時
②令和2年5月 1日現在	392	3,409	152	3,953	・A棟面積の精査 (+13.89) ※1
③完成年度の 予定数値 (令和3年5月 1日時点見込)	494	5,952	453	6,899	・A棟エレベータの新設 による面積増(+81.6) ・C棟完成(+2,864) ・C棟面積の精査 ※2
④完成年度の 予定数値 (令和4年5月 1日現在)	494	6,039	366	6,899	・A棟3階改修工事に伴 う共用部面積等の修正 ※3

■各棟面積 (単位：m<sup>2</sup>)

	設置計画 (A)	令和2年5月1日 (B)	令和3年5月1日 (C)	増減 (C-A)	理由
A棟	3,095	3,108	3,190	+95	EV及び 精査 ※1
B棟	845	845	845		
C棟	2,856	建設中	2,864	+8	精査 ※2
計	6,796	3,953	6,899	+103	

■建物配置図



※1 A棟について、施工時の設計変更、デザイン調整等により面積が微増した。(+13.89 m<sup>2</sup>)

※2 C棟について、施工時の設計変更、デザイン調整等により、面積が微増した。(+8.14 m<sup>2</sup>)

※3 A棟について、R3年度の3階部分改修工事により共用部面積等を修正した。